

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第231号）

石川県公安委員会が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和6年11月15日付け諮問石公委第123号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

- 1 審査請求人が行った公開請求の内容（以下「本件対象文書」という。）
津幡警察署が保有する、[特定日付]に[特定の個人]所有地である[特定地番]での、[特定の個人]が実施した埋設物掘削調査の際に撮影された、埋設物の写真・位置図などの、客観的事実の資料のみ（捜査で作成された主観的な書面などは除く）
- 2 公開請求に対する処分の内容
公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）
- 3 実施機関
石川県警察本部長（警務部県民支援相談課）
- 4 審査請求の経緯
公開請求 令和 6年10月 3日
本件処分 令和 6年10月16日
審査請求 令和 6年10月21日
諮問 令和 6年11月15日
答申 令和 7年11月21日
- 5 審査請求の趣旨
存否を明らかにし、本件対象文書の公開を求める。
- 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）
 - (1) 結 論
本件処分は妥当である。
 - (2) 争 点
実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に該当する情報を公開することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにすることはできないと主張している。審査請求人は、本件対象文書は条例第7条第2号に該当しない旨を主張している。
 - (3) 審査会の判断理由
当審査会において、審査請求人の公文書公開請求書を確認したところ、特定の地番が明示されており、当該地番は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」記述であると認められ、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人の所有地において、実施機関が捜査を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
本件存否情報は、特定の個人の所有地に係る情報であり、当該個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当すると認められることから、条例第7条第2号本文前段に該当し非公開情報であると認められる。
従って、本件対象文書は、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。
- 7 審議経緯
審査回数4回

答申第231号

答 申 書

令和7年11月21日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和6年10月3日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書（以下「本件対象文書」という。）について、実施機関に対し公開請求を行った。

（本件対象文書）

津幡警察署が保有する、[特定日付]に[特定の個人]所有地である[特定地番]での[特定の個人]が実施した埋設物掘削調査の際に撮影された、埋設物の写真・位置図などの、客観的事実の資料のみ（捜査で作成された主観的な書面などは除く）

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年10月16日付けで、条例第11条第2項の規定により本件処分を行い、審査請求人に対し次のとおり理由を付して通知した。

（存否を明らかにしない理由）

本件対象文書は、特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、公文書の存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年10月21日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、石川県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

審査庁は、令和6年11月15日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている内容は概ね次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 趣旨

存否を明らかにしない理由が判然とせず、法に抵触していると思われ公開願う。

判断基準となった、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行政手続法」という。）第5条（審査基準）に定められたマニュアルを提示願う。

(2) 理由

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの、及び個人識別符号が含まれるものと規定されている（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条）。

ア 審査請求人が公開請求している砂利の写真や位置図画は、個人情報なのか。

イ 砂利が、[特定の個人]敷地内より採掘されたことで、個人情報と解釈しているのであれば、（応接記録の担当官発言など）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条（行政文書の開示義務）において、公開請求が出来ると規定されているのではないのか（非公開とした理由は、何項の規定によるのか）。

ウ 審査請求人は、写真部分の公開を請求したが、情報公開法第6条第1項（部分開示）の規定により、個人情報を含む捜査記述などの非公開情報と容易に分けられるものではないのか。

エ 公にすると個人の権利利益が害される恐れがあると、情報公開法第6条第2項（条例第7条第2号）を非公開の理由としているが、捜査員が[特定の個人]に捜査を手伝わせた事実を指すのか（異なるのであれば、権利利害が害されるとは具体的にどのようなことを指すのか）。

オ [特定の個人]が、捜査を依頼し、ほう助しているにも拘らず、情報公開法第8条（行政文書の存否に関する情報）の規定により存否を明らかにしないことは、どのような理由か。

カ 捜査員が実際に捜査を行っていた写真などの事実の付帯が必要なのか。

キ 審査請求人の情報公開請求について決定に至った処理を規定した、実施機関が所有する、行政手続法第5条（審査基準）に定められた（上記ア～カの判断基準を記した）審査マニュアルを公開願いたい。

2 反論書

(1) 理由

ア 個人情報保護法について

実施機関の弁明は判然としないが、同法では個人情報の開示請求権、訂正請求権や利用停止権が定められており、開示請求は行えるようになっている。本件対象文書は、審査請求人にとっては有意の情報で、条例第8条（部分開示）に基づき請求している。

実施機関は同条に則った弁明をせよ。

イ 個人情報について

まずは、上記1(2)ア～ウの、審査請求人が請求する写真等自体が個人情報に該当するのか弁明せよ。また、エ～カについても弁明せよ。

ウ 記述について その1

弁明書第4(2)ア(ア)後段、「また、条例の解釈運用基準において、当該個人からの公開請求にあっても公開しないものとされている。」の条例の解釈運用基準は、平成18年5月18日付け県相甲達第23号石川県公安委員会及び石川県警察における石川県情報公開条例審査基準の一部改正について（通達）（以下「通達」という。）を指すと思われる。しかし、通達第2（非公開情報）2項（条例第7条第2号（個人情報））に基づく非公開情報の基準[条例の定め][解釈]（6）の前文を省略して、実施機関の都合の良いところのみを切り取った文章である。解釈運用基準全文に則り弁明せよ。

エ 記述について その2

弁明書第4(2)ア(ア)、「…公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とあるが、通達第6（公文書の存否に関する情報）のどの項目に該当して、個人利益が害されるのか弁明せよ。

(2) 結 論

実施機関は、部分公開の理由を示さず不当である。条例第8条（部分公開）及び通達と照合しても審査請求人の請求は妥当であり、公開されたい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書において述べている内容は概ね次のとおりである。

(1) 趣 旨

本件審査請求は棄却されることが適当であるとする。

(2) 理 由

ア 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(ア) 公開請求における非公開情報

条例第7条において、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」とされており、同条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、石川県が作成した条例の解釈運用基準において、「この条例は、公開請求者のいかなを問わず、公開請求があった公文書の公開決定等に係る判断を行うものであるから、第7条第2号本文に該当する個人に関する情報が記録されている公文書については、当該個人からの公開請求であっても公開しないものである。」とされている。

(イ) 存否応答拒否

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 処分内容及び理由

(ア) 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

本件対象文書は、特定の個人を指定した上で、当該特定の個人に関する公文書（警察が撮影した写真等）の公開を求めるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が所有する土地において、当該個人が埋設物掘削調査を行った事実及び警察が写真撮影等を行った事実の存否を明らかにすることと同様の結果となる。

公文書の存否を明らかにしない理由を法令等に当てはめると、上記事実の存否は、特定の個人と警察の関わりを明らかにするものであり、条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。また、条例の解釈運用基準において、当該個人からの公開請求であっても公開しないものとされていることから、条例第10

条に規定する「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当する。

(イ) 処分の内容

以上の当てはめから、公開請求に対して本件処分をし、審査請求人に通知した。

(3) 処分庁からの補足

本件審査請求については、令和6年10月16日付けで審査請求人に通知した「公文書の存否を明らかにしない決定通知書」の「公文書の存否を明らかにしない理由」に記載したとおりであり、本件処分に違法はないものとする。

第5 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書に係る争点について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に該当する情報を公開することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにすることはできないと主張している。審査請求人は、本件対象文書は条例第7条第2号に該当しない旨を主張している。

3 本件対象文書の存否を明らかにしない決定の適否について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。

第2号本文前段は、「個人に関する情報(略)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

当審査会において、審査請求人が実施機関に公文書の公開を求めた際の請求書を確認したところ、特定の地番が明示されていることが認められた。一般に、当該地番と、近隣住民などが知り得る他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することが可能であることから、当該地番は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」記述であると認められる。

従って、本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人の所有地において捜査した事件

について実施機関が作成又は取得した公文書（ただし捜査に関する公文書を除く。）であると認められる。

そして、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人の所有地において、実施機関が捜査を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、特定の個人の所有地に係る情報であり、当該個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当すると認められることから、条例第7条第2号本文前段に該当し非公開情報であると認められる。

上記のとおり、実施機関の主張に不合理な点は認められず、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

4 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

（審査会の処理経過）

年月日	内 容
令和6年11月15日	審査庁から諮問を受けた（諮問石公委第123号）。
7年 6月26日 （第356回審査会）	事案の審議を行った。
7年 8月27日 （第360回審査会）	事案の審議を行った。
7年10月 2日 （第362回審査会）	事案の審議を行った。
7年10月28日 （第364回審査会）	事案の審議を行った。